

太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約（2023年3月10日実施）

1. 目的

本規約は、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域内において、大多喜ガス㈱（以下「当社」といいます。）による太陽光発電設備の発電余剰電力の買い取りの条件および手続き等を定めるものです。

2. 用語の定義

- (1) 「太陽光発電設備」とは、太陽光をエネルギー源として発電を行うシステムで、発電出力が10kW未満のものをいいます。
- (2) 「発電余剰電力」とは、太陽光発電設備の発電電力のうち、当該太陽光発電設備を設置されたお客さまが自ら消費する電力を上回った電力のことをいいます。
- (3) 「買電量」とは、当社がお客さまから買取った発電余剰電力の量のことをいいます。なお、買電量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 「買電額」とは、買電量をもとに算定した、当社がお客さまから買い取った発電余剰電力の代金額をいいます。

3. 適用条件

当社は、お客さまが太陽光発電設備を設置し、かつ、一般送配電事業者の電力量計により、買電量が計算できることを条件として、お客さまの発電余剰電力を買い取ります。

4. 申し込み

- (1) 発電余剰電力買取の契約をご希望されるお客さまは、本規約をご承諾いただいた上で、当社所定の様式により当社にお申込みいただけます。また、あわせて当社が一般送配電事業者に提出する系統連系手続き及び発電量調整供給に関する手続きに協力していただけます。
- (2) 当社はお客さまが、3.に定める適用条件を満たしていると判断した場合に、前項のお申込みを承諾します。また当社は申し込み承諾後に、一般送配電事業者に対し系統連系手続き及び発電量調整供給に関する申請を行います。申請に当たり、お客さまは、お客さまの情報を提供することに承諾したものといたします。
- (3) 発電余剰電力買取の実施に際し、配線工事等の別途工事を行う場合等の当該工事に係る費用はお客さまにご負担いただけます。
- (4) 本条（1）～（3）の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、当社は発電余剰電力買取の新規申込みを休止もしくは中止し、または発電余剰電力買取を廃止することがあります。

5. 本規約の内容の表示

当社は、お客さまに対し、本規約を記載した書面を交付する方法または本規約を記録した電磁的記録を提供する方法により、本規約の内容を示すものといたします。

6. 契約期間

- (1) 発電余剰電力買取の契約は 4.（2）に基づき当社がお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始

日をもって契約成立日とします。

(2)

契約期間は契約成立日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の最終計量日の前日までとします。なお、契約期間満了日の1か月前までにお客さままたは当社からの申し出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

7. 買電量の計測・買電額の算定

- (1) 買電量は一般送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が一般送配電事業者から入手するものといたします。
- (2) 買電額は、契約期間において、毎月の買電量に、当該月の買取単価を乗じて算定いたします。なお、買電額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- (3) 当社は、買電量を確定する月ごとにおいて、別表「発電余剰電力買取単価表」に定める買取単価を適用するものとします。
- (4) 買電量の算定期間は、一般送配電事業者による前月計量日から当月計量日の前日までとします。
ただし、買取契約を開始した場合の算定期間は買取開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、買取契約が消滅した場合の算定期間は直前の計量日から消滅日の前日までの期間とします。
- (5) お客さまと小売電気事業者との契約が未締結の場合その他当社の責めによらない事由により一般送配電事業者より検針値の提供がされない場合は、当該検針値が提供されるまでの間、買電量は0kWhとして取り扱いいたします。また、買電量が、不明の場合や異常値であると疑われる場合には、当社は、前年同期の同一期間の使用量や前月の使用量その他事情を踏まえて、当該買電量を補正することができるものといたします。

8. 買電額のお支払い

- (1) 当社は、契約期間たる当該年度についてまとめて算定された買電額を、翌年度の6月末日までにお客さま指定の振込先口座へ入金してお支払いいたします。
- (2) 買電額のお支払いは金融機関への口座振込の方法のみによるものとします。
- (3) お客さま都合による入金回数ならびに入金時期の変更は、できません。
- (4) 毎月の買電量および買電額については、当社 Web サイト等を通じてお知らせします。
- (5) 当社とガス使用契約、電気需給契約、その他の契約のいずれかを締結し、その料金を支払期限内にお支払いいただけなかった場合、当該料金のお支払いがすべてなされるまで、買取金のお支払いを留保させていただく場合があります。

9. 設置確認等

当社または一般送配電事業者もしくはこれらの指定する第三者は、太陽光発電の設置・使用状況を確認するため、お客さまの土地または建物等に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

10. 買い取りの停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取を停止することがあります。
- ①お客さまがご契約されている小売電気事業者に対するお客さまによる債務不履行、電気設備の不当な改造等により、電気の供給が停止された場合。
 - ②一般送配電事業者の都合により、電気の供給が制限または停止された場合。
 - ③お客さまが一般送配電事業者の定める託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合。
 - ④電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取を停止させていただかざるを得ないと判断した場合。
- (2) 前条①～③に該当する場合、各号に定める事項が判明した時点ですみやかに買い取りを停止します。また、前条④に該当する場合は、当社が適当であると判断する方法により、買い取りを停止する日の3ヶ月前までにお知らせいたします。

1 1. 契約の解除

- (1) お客さまは任意に発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
- ①お客さまが3. に定める要件を満たせなくなった場合。
 - ②お客さまが本規約についての重大な違反を行われた場合または当社に虚偽の申請を行われた場合。
 - ③その他当社が不適切と判断する行為をお客さまが行われた場合。
 - ④発電余剰電力買取の停止期間の長期化、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取の契約を解除させていただかざるを得ないと判断した場合。
- (3) 発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、本条(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただきます。ただし、お客さまが当社との発電余剰電力買取の契約を解除し、新たに他の小売電気事業者へ買取先を変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し当該契約の申込みをしていただければ足りるものといたします。当社は、当該小売電気事業者から電力広域的運営推進機関のシステムを経由してお客さまからの当該買取先変更のご依頼を受けたときは、お客さまと当社との間の当初の発電余剰電力買取の契約を終了するために必要な処置を行います。この場合は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの発電余剰電力の買取が新たに開始される前日を当社との発電余剰電力買取契約の終了日といたします。
- (4) 発電余剰電力買取の契約は、本条(1)についてはお客さまによる契約解除の申請があった日、および本条(2)①～③については当該事項が判明した日に、それぞれすみやかに終了するものとします。また、本条(2)④については、当社が適当であると判断する方法によりその3ヶ月前までにお知らせする発電余剰電力買取の契約解除をするとした日に終了するものとします。
- (5) 本条(2)②または③の場合においては、本件契約の解除、終了に要する費用の実費をお客さまにご負担いただきます。
- (6) 本条により、発電余剰電力買取の契約が解除されて終了した場合、当社は、当該契約年度の初日から当該契約の終了日までの買電額を、当該契約終了日から遅くとも3ヶ月以内に、お客さま指定の振込先口座へ入金いたします。
- (7) お客さまが本条(2)①、②および③ならびに1 2. の定め反した場合は、その事由が発生したと認められる

日以降の買取量を 0kWh として取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降分の買電額の入金がすでに行われている場合、当該事由が発生した以降分の買電額を当社に対してご返金いただきます。

- (8) お客さまが、10. に定める発電余剰電力買取の停止、または本条(1)～(7)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うことができるものとします。

12. 権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、この発電余剰電力買取制度により生ずる本規約に関する権利または義務を同居されているご家族または相続人以外の第三者に譲渡し、承継し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

なお、この第三者には、発電余剰電力買取を申し込むにあたってお客さまが当社に申請された発電場所をお客さまから譲り受けた方、当該発電場所を借り受けた方を含みます。

13. 規約の変更

- (1) 当社は、次に掲げる場合には、本規約(別表を含みます。)の内容を変更することにより変更後の規約の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意することなく契約の内容を変更できるものといたします。

①別表に定める買取単価について、当該単価の変更が、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を踏まえて合理的であるといえるとき。

②その他、本規約の変更が、お客さまの一般の利益に合致するとき、または、お客さまが契約をした目的に反せず、かつ、本規約変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らし、本規約の変更が合理的であるといえるとき。

- (2) 前項の規定により当社が本規約を変更する場合、当社は、お客さまに当社 Web サイトを通じて掲示する方法、書面により通知する方法またはその他当社が適当であると判断する方法によりその内容を通知します。なお、当社 Web サイトへ掲示する方法により通知する場合には、当社 Web サイトへの掲示をもって通知がお客さまに到達したものとみなします。また、当社がお客さまに対し書面により通知する場合は、申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもってお客さまに到達したものとみなします。

14. お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について

- (1) お客さまの情報は当社のプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うとともに、当社からのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。

- (2) お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて一般送配電事業者、業務委託先等に提供させていただく場合があります。

- (3) お客さまおよび一般送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報は、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。

- (4) お客さまは、当社が発電余剰電力買取に関するアンケート等を実施する場合、ご協力いただきます。

- (5) その他、発電余剰電力買取に関する取材や取材内容のカatalog・ホームページ等への掲載、発電余剰電力買取についての PR 等をお客さまにお願いする場合があります。

- (6) 上記に加え、関係法令、官公庁および一般送配電事業者からの指示に従い、当社はお客さまの情報を当該官公庁および一般送配電事業者に対して報告できるものとします。

- (7) お客さまには、一般送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給等約款を遵守していただきます。

15. 当社の免責事項

次に定める事項に該当する場合、当社は一切の責任を負わないものといたします。

- (1) 地震等の天災が発生したことにより、または戦争、暴動等により非常事態が生じたことにより、発電余剰電力買取の継続が困難になった場合。
- (2) 一般送配電事業者からの検針値の提供が遅延したことにより、買電量および買電額のお知らせならびに買電額の入金が遅延した場合。また、当社の責めによらない事由により、一般送配電事業者より検針値の提供が行われず、買電額の算定ができない場合。
- (3) お客さまのお申込み時の誤記、振込先口座の変更に関してお客さまが当社に適切にご連絡いただけなかったこと、または、当該ご連絡が遅れたこと等により、買電額の入金ができなかった場合。
- (4) 太陽光発電の故障や経年劣化等、太陽光発電 に起因する事由、また電圧上昇抑制機能等の動作によって買電量が減少した場合。
- (5) 電気メーターの取替等により、一時的に買電量が減少した場合。
- (6) お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。
- (7) その他、当社の責めによらない事由により、損害等が生じた場合。

16. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、本契約締結時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

17. その他

- (1) 発電余剰電力買取への申し込みに際し、第三者への費用の支払いが発生する場合、お客さま負担 といたします。
- (2) 当社がお客さまから買い取った発電余剰電力に係る非化石価値等は全て当社へ帰属するものとします。なお、非化石価値等を当社に帰属させる手続きに関して、必要に応じて当社に協力していただきます。
- (3) 従前の買取契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。
- (4) その他、本規約に定めのない事項、又は 本規約によりがたい事項は、その都度お客さまと当社との協議により 定めます。

【別表】発電余剰電力買取単価表

種別	買取単価 ^{※1}	適用条件
太陽光買取 標準プラン	9.5 円/kWh	本規約の対象となるすべてのお客様
太陽光買取 ガスセットプラン	11.0 円/kWh	太陽光発電を設置する発電場所において、当社および当社が承諾した事業者とガス使用契約を締結されているお客様 ^{※2}
太陽光買取 電気セットプラン	12.0 円/kWh	太陽光発電を設置する発電場所において、当社および当社が承諾した事業者と電気需給契約が締結されているお客様 ^{※2}

※1 買取単価には、非化石価値および消費税等相当額（税率 10%）を含みます。

※2 ガス使用契約および電気需給契約と本買取契約が同一のお客さま名義であること。

※3 適用条件が変更となった場合、変更となった直後の計量日より新たな条件を適用します。